

令和3年度第1回佐久市人権同和教育推進協議会次第

日時：令和3年7月2日（金）

午前10時～

場所：佐久市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 自己紹介

5 協議事項

(1) 令和2年度 人権同和教育・啓発事業実績について

(2) 令和3年度 人権同和教育・啓発事業計画について

(3) その他

当面の研修会等

- ・東信地区人権教育スキルアップ講座①
7月27日（火） 小海町
- ・東信地区人権教育スキルアップ講座②
9月14日（火） 上田市
- ・人権同和教育講座
8月26日～10月21日の毎週木曜日
（9月23日は除く）
（臼田・中込・浅科・東地区）

6 閉 会

令和2年度 人権同和教育事業報告

1 学校における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者 (人)
(1) 学校人権同和教育推進事業	ア 学校教育計画の中に人権同和教育を明確に位置づけ、人権同和教育推進のため、学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し研修会等を実施。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	小・中学校教職員	288人
(2) 人権同和教育研究委員会事業	ア 各学校との連携を保ち推進体制の強化を図る。 イ 地域及び児童・生徒の実態に即した人権同和教育推進のあり方について研究。 ウ 学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し、人権同和教育研究事業等を実施し、実践資料等を作成。	年間	学事職員会	小・中学校教職員	2,283人
(3) 補助教材配本事業	ア 小学1・3・5年生、中学1年生の人権同和教育を充実させるため、学習教材として副読本「あけぼの」を配布。	5月	各小・中学校	児童、生徒、教職員	24校 3,506冊
(4) 教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るために、学校教職員を対象に研修会を実施。	7月30日(中止) 資料配布			
	イ 中込中学校で教職員人権同和教育研修会を実施。	6月10日	中込中学校	中込中教職員	25人
	ウ 佐久校長会で人権同和教育研修会を実施。	10月16日(中止)			
(5) 新任・転入教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るため、新任・転入教職員を対象に研修会を実施。	5月12日(中止) 5月26日(中止)			
(6) PTA人権同和教育研修会事業	ア PTAで人権同和教育の研修会を実施。 イ 各小中学校での保護者参観日等に講演会や研修会を実施。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	児童、生徒、保護者、職員	7,289人

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者 (人)
(7) 人権同和少年 教育促進事業	ア 解放子ども会（教科学習、解放学習） 望月解放子ども会 会員33名 （小学生21名・中学生12名） （指導員、小中学校教諭）	週 1 回	望月人権文化センター	解放子ども会会員等	小学生 16回 中学生 16回 延311 人
	イ 地域との交流会	7月（中止）			
	ウ 野外学習	8月（中止）			
	エ いのちの駅伝 （望月地区内を駅伝し、メッセージを小・中・高校、市長、小中校長会理事長へ直接届ける。 後日、市内全小中学校へメッセージを伝達）	10月10日 （台風14号の影響により実走は中止。メッセージの伝達式のみ実施。）	望月地区	解放子ども会会員、望月小・中・高校、指導委員等	180人

2 地域における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者 (人)
(1) 巡回研修事業	ア 市内各区へ人権同和学習会の開催を文書で依頼。 イ 人権同和教育推進員26名により各区での人権学習、研修、懇談会を実施。 ウ 機会人権同和教育研修会の実施。	随時	主に各地区の公会場等で開催	地区市民、施設職員等	9回 727人
(2) 人権同和教育講座	ア 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け、市民の正しい理解と認識を育むために実施。 (臼田、中込、浅科、東地区)	8月20日 (中止) 8月27日 (中止)	臼田地区		
		9月3日 (中止) 9月10日 (中止)	中込地区		
		9月24日 (中止) 10月1日 (中止)	浅科地区		
		10月8日 (中止) 10月15日 (中止)	東地区		
(3) 一般啓発事業	ア 公民館報「さくし」に「人権シリーズ」を掲載 11回 イ 視聴覚教材(人権啓発DVD等166本)の利用呼びかけ ウ 各種大会への参加、呼びかけ等 エ 人権啓発資料の提供	随時		市民	
(4) 人権同和教育学級事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で実施。	随時	各集会所	支部住民	4支部 35人
(5) 集会所研修事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で実施。 (生け花、舞踊、料理、手芸、生活改善等学習)	随時	各集会所	支部住民	8集会所
(6) 人権・男女共生フェスティバル	ア 市民を対象に人権意識の高揚を図り、人権尊重と男女共生のまちづくりを目指して実施。	11月29日 (中止)			

3 企業における人権同和教育

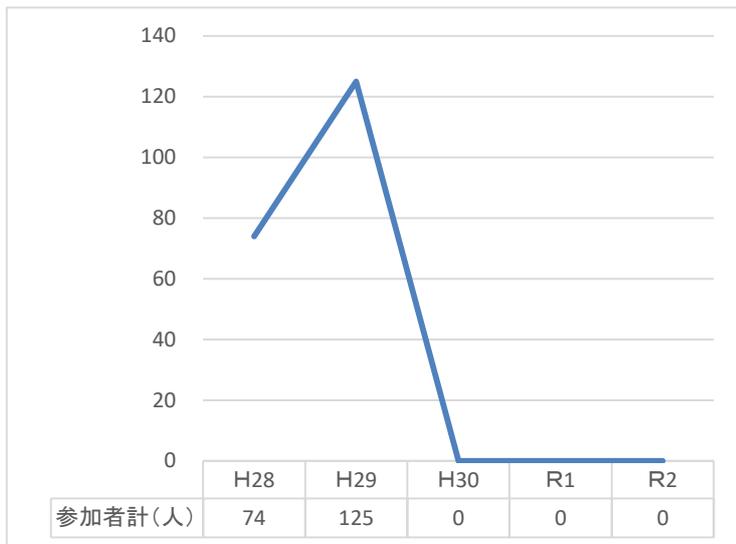
事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象	参加者 (人)
(1) 企業人権同和 教育推進事業	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の総会及び研修会を実施。	6月（総会書面、研修会中止）			
	イ 小学5年生から人権啓発標語を募集。優秀賞受賞作品（3点）の短冊ポスターを作成し、会員企業、小・中学校、公共施設等に配布。優秀賞受賞者を、「人権・男女共生フェスティバル」内で表彰し、全作品をフェスティバルのパンフレット内で紹介。	7月（標語募集）	人権・男女共生フェスティバルの中止に伴い、表彰状を学校へ持参。	小学5年生	17校 145人
	ウ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会主催 企業人権教育研修会を実施。	1月（中止）			
	エ 佐久市職員人権同和教育研修会を実施。（総務課主催）	1月29日（中止）			

人権同和教育事業 参加者推移 平成28年度～令和2年度

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により多くの事業を中止。

1 就学前における人権同和教育

(1) 就学前人権同和教育研修会



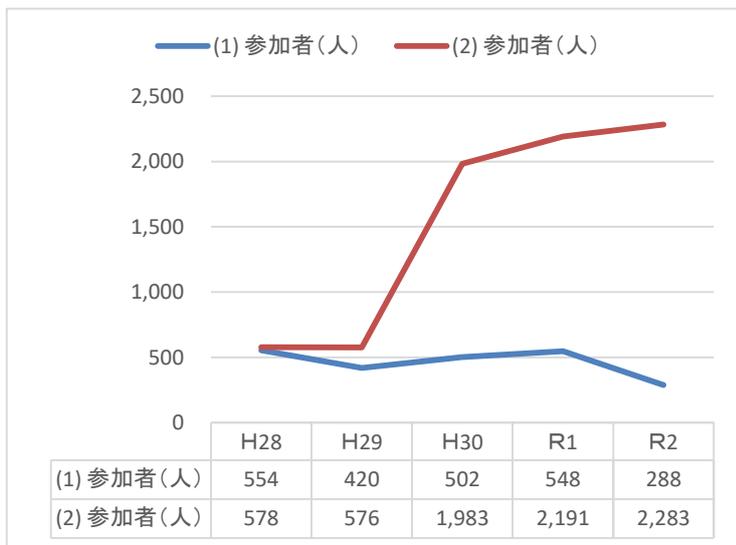
【課題等】
 新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、大勢の職員や保護者等が一堂に会する研修会等の開催が難しいが、資料配布を行うなど、継続した人権啓発を行っていく必要がある。

ex) 人権啓発資料の配布

2 学校における人権同和教育

(1) 学校人権同和教育推進事業

(2) 人権同和教育研究委員会事業



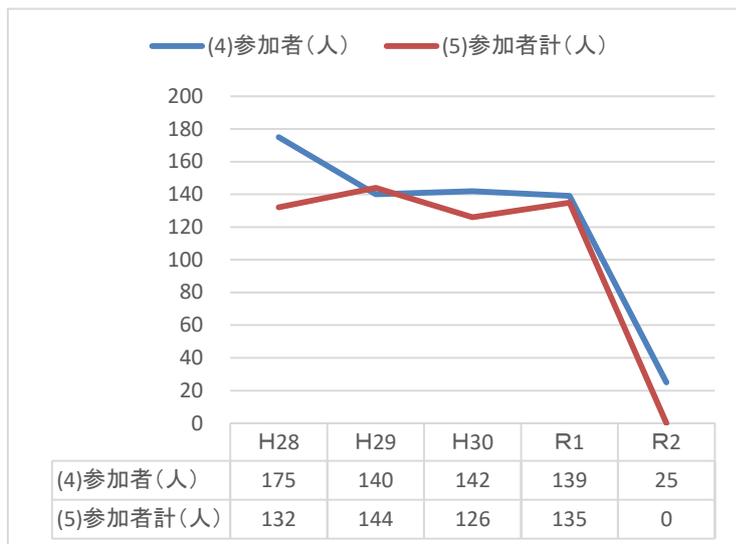
【課題等】
 新型コロナウイルス感染症の拡大が続いているが、各学校の事情にあわせ、継続した人権同和教育事業を実施してもらうよう働きかけることが必要である。

ex) 市内講師による講演会
 動画配信による研修会
 人権同和教育教材の購入

2 学校における人権同和教育

(4) 教職員人権同和教育研修会事業

(5) 新任・転入教職員人権同和教育研修会事業

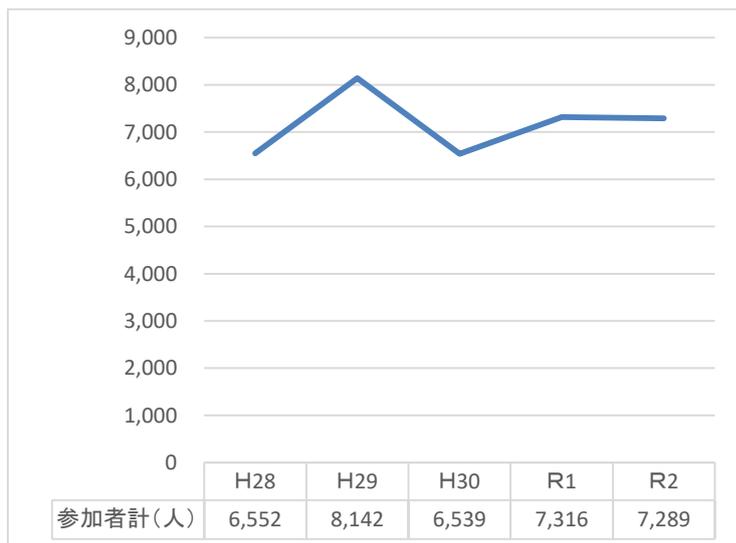


【課題等】

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いているが、収容人数を減らしての研修や動画配信による研修、資料配布など、継続した人権同和教育研修の機会を設けていく必要がある。

- ex) 市内講師による講演会
動画配信による研修会
人権同和教育研修資料の配布

(6) PTA人権同和教育研修会事業



【課題等】

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いているが、各学校の事情にあわせ、継続した人権同和教育事業を実施してもらうよう働きかけることが必要である。

- ex) 市内講師による講演会
動画配信による研修会
人権同和教育教材の購入

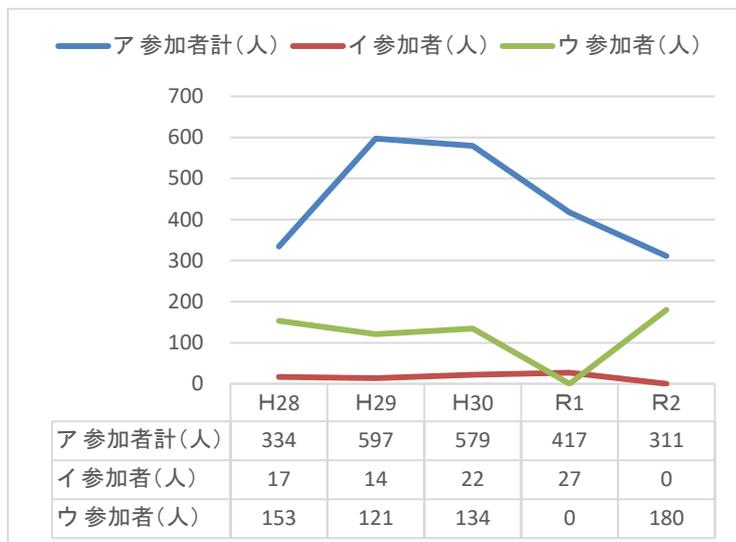
2 学校における人権同和教育

(7) 人権同和少年教育促進事業

ア 解放子ども会(教科学習)

イ 野外学習

ウ いのちの駅伝



【課題等】

望月解放子ども会の一大イベントである「いのちの駅伝」については、望月高等学校が閉校となってしまったが、長野西高等学校望月サテライト校の生徒の皆さんに声かけを行い、高校生の参加の継続を図っていく必要がある。

◇ 実施時間数(学年当たり)

(時数)

人権課題	市内小学校(17校)			市内中学校(7校)		
	R2	R1	H30	R2	R1	H30
①女性(DV、セクハラ問題を含む)	0.6	0.2	0.1	0.6	1.0	1.1
②-1子ども(いじめ)	3.5	3.2	3.8	2.0	2.1	2.0
②-2子ども(児童虐待、子どもの権利等)	0.4	0.5	0.4	0.6	1.1	0.5
③高齢者	0.7	1.0	1.1	0.7	0.8	1.6
④障がい者(SOにかかわる学習を含む)	1.1	1.8	1.4	1.0	0.9	1.6
⑤同和問題	0.4	0.4	0.4	2.2	2.8	2.5
⑥アイヌの人々	0.2	0.2	0.1	0.1	0.3	0.2
⑦外国人	1.3	0.8	1.0	0.5	0.5	0.7
⑧-1 HIV感染者等	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1	0.2
⑧-2 HIV感染症元患者等	0.2	0.1	0.0	0.4	0.5	0.4
⑨刑を終えて出所した人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑩犯罪被害者等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑪インターネット・携帯電話等による人権侵害	1.6	1.4	1.0	1.8	1.2	1.3
⑫北朝鮮当局に	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1
⑬-1 性同一性障害、性的指向等	0.2	0.2	0.1	1.0	0.3	0.3
⑬-2 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止	1.2	—	—	1.3	—	—
⑬-3ホームレス人身取引震災に関連する等	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
⑭人権一般(生命尊重、自尊感情、コミュニケーション能力等)	7.4	8.4	6.6	3.0	3.1	2.8
各校の実施時間(学年当たり)	19.2	18.4	16.2	15.6	14.9	15.7

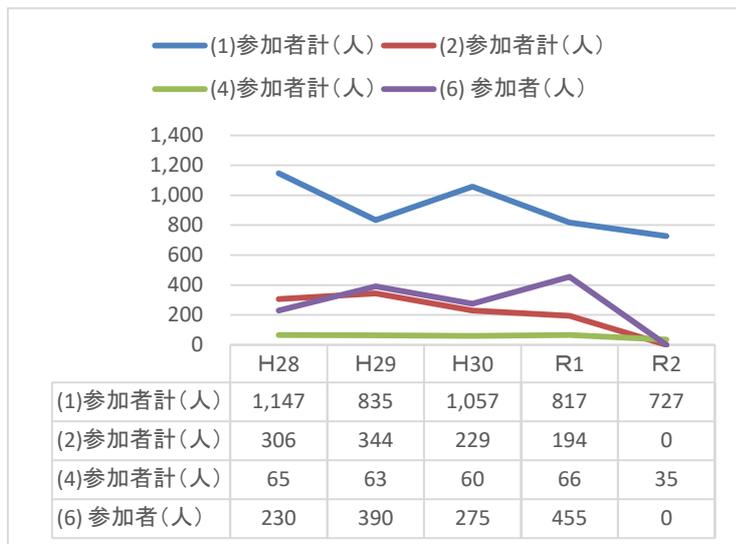
◇ 実施区分

総合的な学習の時間	1.5	2.0	1.9	5.4	4.2	5.7
各教科	14.2	12.4	10.0	6.7	7.3	5.3
総合・教科以外の時間	3.5	4.0	4.3	3.6	3.3	4.7

(令和2年度 学校人権教育実施状況調査)より手集計

3 地域における人権同和教育

- (1) 巡回研修事業
- (2) 人権同和教育講座
- (4) 人権同和教育学級事業
- (6) 人権・男女共生フェスティバル



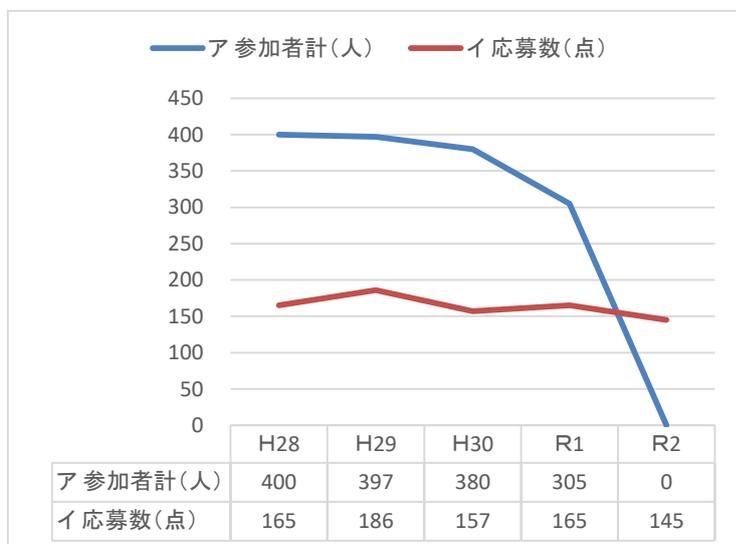
【課題等】

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いているが、収容人数に制限を設けるなど、その実情にあわせた人権同和教育事業を実施する必要がある。

- ex) 市内講師による講演会
人権同和教育研修資料の配布

4 企業における人権同和教育

- (1) 企業人権同和教育推進事業
 - ア 各研修会
 - イ 人権啓発標語



【課題等】

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いており、大勢の企業が一堂に会する研修会等の開催は難しいが、資料配布を行うなど、継続した人権啓発を行っていく必要がある。

- ex) 市内講師による講演会
人権同和教育研修資料の配布

令和3年度 人権同和教育事業計画

目標

<就学前における人権同和教育>

1 保育所・幼稚園等においては、保護者・保育士等を対象に、人権課題について正しく理解するための各種研修会を開催し、知識の普及と人権意識の高揚を図ります。

2 家庭と保育所・幼稚園・地域等が一体となり、子どもの「思いやりの心」を育てます。

<学校における人権同和教育>

1 基本的人権を尊重し、現代社会に根強く存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことをめざします。

2 学校内の人権同和教育推進の体制を確立するとともに、諸条件の整備を図ります。

3 同和地区児童、生徒等の学力の向上や進路指導の徹底と就学・進学に努めます。

<地域における人権同和教育>

1 地域における人権同和教育においては、人権意識の高揚を図り、すべての市民が人権尊重に徹した基本理念を踏まえ、自らの問題として部落差別の撤廃をはじめあらゆる差別をなくすために、関係機関および関係諸団体との連携を密にして実践的教育活動を推進します。

2 人権同和教育の地域拠点施設として、同和対策（教育）集会所の管理運営に努めます。

<企業における人権同和教育>

1 企業での公正採用と就職差別の撤廃に向けて、関係機関との連携による取り組みを促進します。

2 人権啓発資料の配布や、DVD等の貸出しによる啓発活動の充実を図ります。

3 関係機関と連携し、より多くの学習機会の確保に努め、人権同和教育の推進を図ります。

1 就学前における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 就学前人権同和教育研修会	ア 保育所等の保護者・保育士等を対象に研修会を開催。	年間計画に基づき実施	各保育所等	保護者・保育士等

2 学校における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 学校人権同和教育推進事業	ア 学校教育計画の中に人権同和教育を明確に位置づけ、人権同和教育推進のため、学事職員会を通じ各学校に委託料を支出し研修会等を開催。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	小・中学校教職員
(2) 人権同和教育研究委員会事業	ア 各学校との連携を保ち推進体制の強化を図る。 イ 地域及び児童・生徒の実態に即した人権同和教育の推進のあり方について研究。	年間	学事職員会	小・中学校教職員

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(3) 補助教材配本事業	ア 小学1・3・5年生、中学1年生の人権同和教育を充実させるため、学習教材として副読本「あけぼの」を配布。	5月	各小・中学校	児童、生徒、教職員
	イ 人権同和教育副読本「あけぼの」研修会を開催。	7月5日	佐久市役所 501会議室	部落解放同盟 佐久市協議会 会長・書記 長、市理事 者、市関係職 員
(4) 教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るために、学校教職員を対象に研修会を開催。 イ 人権同和教育の実践発表。	7月28日	佐久市役所 8階大会議室 オンデマンド配 信	小・中学校、 高校教職員
(5) 新任・転入教職員人権同和教育研修会事業	ア 人権同和教育の充実を図るため、新任・転入教職員を対象に研修会を開催。 演題：「人権同和教育の 推進について」 ～自らの人権感覚を問い続けて～ 講師：佐久市人権同和教育推進員 清水 彰 氏	5月20日	田口小学校 オンデマンド配 信	小・中学校、 高校教職員 (新任・転 入)
(6) P T A 人権同和教育研修会事業	ア P T A で人権同和教育の研修会を実施。 イ 各小中学校での保護者参観日等に講演会や研修会を開催。	年間計画に基づき実施	各小・中学校	児童、生徒、 保護者、職員
(7) 人権同和少年教育促進事業	ア 解放子ども会（教科学習、解放学習） 望月解放子ども会 会員31名 （小学生23名・中学生8名） （指導員、小中学校教諭）	週1回	望月人権文化セ ンター	解放子ども会 会員等
	イ 地域との交流会	7月29日	望月人権文化セ ンター	解放子ども会 会員等
	ウ 野外学習	8月5日	未定	解放子ども会 会員等
	エ いのちの駅伝 （望月地区内を駅伝し、メッセージを小・中・高校、市長、小中校長会理事長へ直接届ける。 後日、市内全小中学校へメッセージを伝達）	10月9日	望月地区	解放子ども会 会員、望月 小・中・高 校、指導委員 等

3 地域における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 巡回研修事業	ア 市内各区へ人権同和学習会の開催を文書で依頼。 イ 人権同和教育推進員26名により各区での人権学習、研修、懇談会を開催。 ウ 機会人権同和教育研修会を開催。	随時	各地区の公会場 および施設等で 開催	地区市民、施設職員等
(2) 人権同和教育講座	ア 同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け、市民の正しい理解と認識を育むために開催。 (臼田、中込、浅科、東地区)	8月26日 9月2日	臼田地区 あいとぴあ臼田	地区市民
		9月9日 9月16日	中込地区 中込会館	地区市民
		9月30日 10月7日	浅科地区 浅科会館	地区市民
		10月14日 10月21日	東地区 市民創錬センター	地区市民
(3) 一般啓発事業	ア 公民館報「さくし」に「人権シリーズ」を掲載 イ 視聴覚教材（人権啓発DVD等166本）の利用呼びかけ ウ 各種大会への参加、呼びかけ等 エ 人権啓発資料の提供	随時		市民
(4) 人権同和教育学級事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で開催。（人権同和教育学習会、懇談会等）	随時	各集会所	支部住民
(5) 集会所研修事業	ア 同和地区住民を対象に各支部単位で開催。 (生け花、舞踊、料理、手芸、生活改善等学習)	随時	各集会所	支部住民
(6) 人権・男女共生フェスティバル	ア 市民を対象に人権意識の高揚を図り、人権尊重と男女共生のまちづくりを目指して開催。 講演会、隣保館事業成果発表、人権啓発標語表彰式。	11月28日	佐久平交流センター	市民

4 企業における人権同和教育

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	対象
(1) 企業人権同和教育推進事業	ア 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会の総会及び研修会の開催。	6月3日	書面開催 研修会中止	会員企業
	イ 小学5年生から人権啓発標語を募集。優秀賞受賞作品（3点）の短冊ポスターを作成し、会員企業、小・中学校、公共施設等に配布。優秀賞受賞者を、「人権・男女共生フェスティバル」内で表彰し、全作品をフェスティバルのパンフレット内で紹介。	7月（標語募集）		小学5年生
	ウ 佐久市企業人権同和教育推進連絡協議会人権啓発研修会の開催。	1月頃	未定	会員企業
	エ 佐久市職員人権同和教育研修会を開催。（総務課主催）	1月頃	佐久市役所 8階大会議室	市職員

改正

平成20年3月28日教委告示第7号
令和2年5月15日教委告示第14号

(設置)

第1条 佐久市人権同和教育基本方針に基づき、人権同和教育の振興と推進を図り、差別のない明るい社会づくりのため、佐久市人権同和教育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、目的達成のため、次の事項について調査及び研究し、事業を推進する。

- (1) 人権同和教育の総合的推進に関すること。
- (2) 人権同和教育の連絡調整に関すること。
- (3) 人権同和教育の研修・啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権同和教育を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育長が選任する。

- (1) 教育機関及びその関係団体の代表者
- (2) 行政機関及びその関係団体の代表者
- (3) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市民健康部人権同和課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日教委告示第7号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月15日教委告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。